

南知多町空家等の適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理について、所有者等、町民等及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する空家等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって町民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町の区域内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続財産管理人その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (4) 町民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 町の区域内に住所を有する者又は滞在する者
 - イ 町の区域内に勤務又は通学する者
 - ウ 町の区域内に所在する土地又は建築物等の所有者又は管理者
 - エ 町の区域内に所在する商店、営業所等の事業者

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理すべき空家等が管理不全な状態にならないように、当該空家等を適正に管理しなければならない。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、町に対し、当該空家等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 町民等は、安全なまちづくりに対する理解を深めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、空家等の適正な管理に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町民等、警察署その他関係機関と連携して、空家等の適正な管理に関する施策の推進に取り組むものとする。

(実態調査)

第6条 町長は、第4条第1項の情報の提供があったとき又は空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、所有者等の所在、当該空家等の管理不全な状態の程度等を調査することができる。

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例及び法の施行に関し必要な限度において、職員又はその委任した者に空家等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所へ立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。

3 第1項の規定により空家等と認められる場所へ立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 町長は、空家等が管理不全な状態にあり、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、法第14条第1項の規定により、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置に関し助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第9条 町長は、前条の規定による助言又は指導を受けた者がその助言又は指導に従わない場合で、空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該空家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公示)

第11条 町長は、前条の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

2 前項の標識は、第10条の規定による命令に係る空家等に設置することができる。この場合においては、当該空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(代執行)

第12条 町長は、第10条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(関係機関に対する協力の要請)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、協力を要請することができる。

(支援)

第14条 町長は、第8条の助言若しくは指導又は第9条の勧告に従って措置を講ずる者に対し、別に定めるところにより、その危険の除去に必要な支援を行うことができる。

(空家等対策協議会)

第15条 町が管理不全な状態にある空家等又は当該空家等の所有者等に対し実施する措置についての調査審議及び法第6条に定める空家等対策計画に係る協議を行うため、南知多町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、建築物等の安全性の評価に関し専門的知識を有する者、関係行政機関の職員等のうちから町長が任命する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年南知多町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「空き家等対策審議会委員」を「空家等対策協議会委員」に改める。